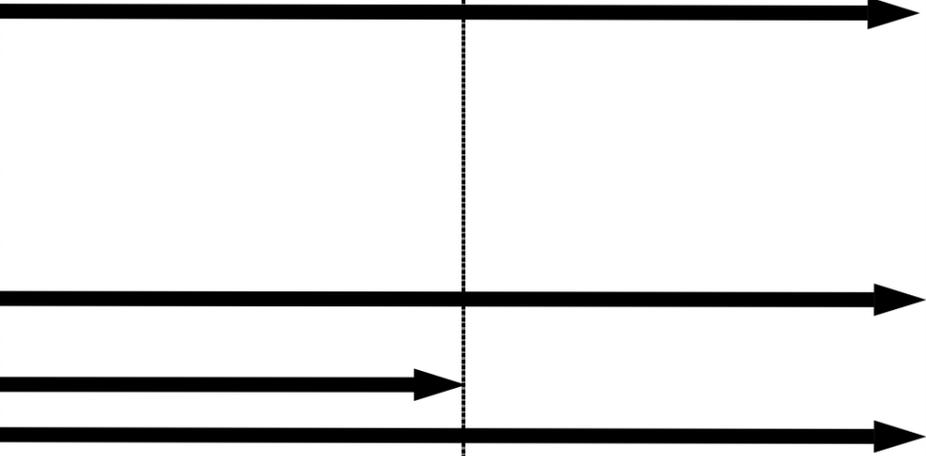


「負の遺産」を整理

～問題を先送りせず、企業局事業を収束～

～府主導の新たな面的開発と決別～

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	
1	企業局事業の収束	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局の事業全体で2,079億円の財源不足が生じるため、公共施設の整備・活用などの措置を講じるとともに、局出資法人の財産活用など可能な限りの取り組みを進める。 ・りんくうタウンおよび阪南スカイタウンの事業計画を抜本的に見直し、分譲促進に最大限努力し早期事業終結を目指す。 ・水と緑の健康都市については、地元協議を進め見直し案の確定に努めるとともに、平成14年度当初を目途に現行企業会計から分離し別会計への移管を検討する。 ・これらの取り組みにより、行財政計画期間(平成23年度)を目途に企業会計を廃止し、他会計への移行を図る。 ・今後事業進捗に応じ機動的に組織を再編し、企業局組織の廃止と他部局への事業移管を図る。 	<p>りんくうタウン</p> <p>「りんくうタウンの活用方針と事業計画の見直し(案)」に基づき、早期分譲完了を目指し、戦略的な企業誘致活動に集中的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致活動として「1万社ローラー作戦」を引続き実施 ・誘致対象範囲を東京圏、名古屋圏など全国に拡大 ・民間機関・人材を活用 ・立地誘致インセンティブのエリア拡大 ・企業が進出しやすい環境を整えるため、地元市町と連携し、都市計画をはじめとする土地利用計画の見直し検討と実施 <p>阪南スカイタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地については、街の早期熟成を図るため、一般定期借地及び定期借地権付き住宅を募集 ・特定業務施設用地については、地元市と連携した助成制度や税制優遇など企業立地のインセンティブの導入を図り、第二阪和国道の供用開始に合わせ、企業立地を促進 ・都市計画(土地利用計画等)及び事業計画(事業施行期間、資金計画等)を変更 <p>水と緑の健康都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の企業会計から特別会計へ移管 ・地権者、地元をはじめ箕面市等関係機関と、協議を進め、都市計画変更(案)及び事業計画変更(案)を作成 ・その他 ・臨海会計と住宅会計を統合 	<p>りんくうタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの営業活動のフォローアップ及びターゲティング企業に対する重点誘致活動を実施 <p>阪南スカイタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地については、新規街区の宅地について競争力のある価格による分譲を開始 ・特定業務施設用地については、企業立地のインセンティブを活用し、14年度に引続き、積極的な企業訪問等を展開 ・新住宅市街地開発法に基づく施行計画(土地利用計画、資金計画等)の変更を国土交通大臣に届出後、処分計画(競争力のある価格設定のための処分価額に関する事項)の同意を得る <p>水と緑の健康都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画及び事業計画を変更 	<p>りんくうタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地については、これまでの未処分宅地について、競争力のある価格による分譲を開始。新規街区の宅地についても引き続き分譲を実施 <p>水と緑の健康都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画(変更後)に基づく造成工事を実施 	

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	
2	住宅供給公社の経営改善	<ul style="list-style-type: none"> ・今後10年で509億円(総額997億円)の損失が見込まれるため、余剰地処分など公社資産の有効活用や事業資金コスト軽減など、経営改善計画に基づく取り組みを進め、損失の計画的処理を図る。 ・府は賃貸ストックの有効活用の観点から、公社の老朽賃貸住宅の建て替え促進策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公社資産の有効活用 ・引き続き、老朽化した公社賃貸住宅の建替促進を図りつつ、土地の有効利用に伴う余剰地等を処分 ・引き続き、未契約分譲住宅の市場価格への見直しを行ない、分譲を促進 <p>経営合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定優良賃貸住宅の家賃の見直しと入居促進 ・一般賃貸住宅家賃等の適正化 ・人件費等一般事務費節減 <p>事業資金コストの軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既借入金の低金利資金への借換 			
3	土地開発公社の代替地差損の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・代替地処分に際し、地価下落に伴う差損が生じるため、公社内の引当金を充ててもなお不足する額については、府が支援することとし、今後10年間を目途に計画的に処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用の代替地について、引き続き市町村等への情報提供を行うとともに、今後10年間で売却処分を行う。 			